

7 神栖市フォトコンテスト企画運営業務委託 仕様書

1 業務名

7 神栖市フォトコンテスト企画運営業務委託

2 目的

本業務は、Instagram を活用したユーザー投稿型のフォトコンテストを実施することにより、ポスターやWEBなど、今後の神栖市の観光PRで活用できるインパクトのある魅力的な写真を収集すると同時に、効果的な情報発信を行い、本市への旅行の動機づけを図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで

4 業務内容

神栖市の魅力を訴求できる写真を Instagram 経由で募集するフォトコンテストの開催。

(1) フォトコンテストの企画

ユーザー投稿型のフォトコンテストについて以下の概要のもと、テーマ、募集期間、入選作品数、部門などを企画する。

フォトコンテスト概要

募集期間：令和7年9月～令和7年12月まで

結果発表：令和8年2～3月

入選作品数：20作品（最大30作品）

募集部門：複数部門提案をすること（最低2部門は設けること）

応募条件：神栖市公式 Instagram のフォロー

※応募者は、神栖市（以下、「市」という。）のPR等に使用する目的で市（市が許可した第三者を含む。）が応募作品を入選の有無にかかわらず無償かつ無期限に使用、掲載、公衆送信などを行うことを了承するものとする。

※入選者への賞品の購入費・発送等については、業務委託料に含まれない。

※1,000作品以上の応募を目標とする。

(2) フォトコンテスト事務局の運営

フォトコンテスト事務局として以下の業務を行うこと。

ア 応募要項の作成

イ 応募作品のデータを Instagram 上から DL し、オンラインで確認できる体制

ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマークも

- シ しくは、それに準ずる基準で個人情報の管理
- エ 応募作品数を随時オンライン上で把握できるシステムを準備する
- オ 応募作品の審査及び簡単にオンライン上で審査ができるシステム提供
- カ 入選候補者に可能な限り高解像度の RAW データやオリジナルデータを提出してもらい、本当にその本人が撮影したかどうかの本人確認作業
- キ フォトコンテストの応募要項や注意事項等をまとめた本コンテスト用の募集用ページおよび結果まとめページ（以下、「特設サイト」という。）を作成
- ク その他、運営する中で疑義が生じた場合は、都度市と協議の上、決定すること

(3) 広報業務

- ア 本業務の特設サイトの開設をはじめ、広く作品を募集するために、多様な媒体を活用して広報活動を行うこと。
- イ ページ作成にあたって、掲載する写真等は、受託者が用意すること。ただし、本業務において、必要とする資料等において市の所有するものは受託者に貸与する。
- ウ 広報業務の結果について報告すること。

(4) 応募管理

フォトコンテストの告知については、写真に関心が高いユーザー 20 万人以上（国内のフォロワー）の Instagram アカウントで 3 回以上募集投稿を行うこと。

(5) その他

この契約により発生した入選作品の電子データの著作権は作者に帰属するが、市の PR のため二次使用权を有することを了承するものとする。

また、入選作品以外の応募作品についても、市の PR のため二次使用权を有する形で応募要項を定めること。

(6) リスクマネジメント

過去のフォトコンテスト実績から、審査時に気を付けることなどを市にアドバイスをすること。Instagram の運営経験があり、炎上防止対策などを講じること。

(7) 媒体手配

応募作品の中から選ばれた写真を起用したポスターを首都圏駅で掲出すること。

※本業務の中にポスター制作（デザイン・印刷）の費用を含む。

5 成果品

受託者は業務完了後、業務により収集した入選作品（可能な限り高解像度の RAW データまたはオリジナルデータ）のデータを電子媒体（CD-ROM 等）により市に提出すること。

併せて、業務完了届及び実績報告書を提出すること。なお、実績報告書は任意様式とするが、次に掲げることを明記すること。

ア 総応募作品数

イ 入選作品及びタイトル

6 納品場所

神栖市 産業経済部 観光振興課

7 業務完了の検査

成果品がすべて「6 納品場所」に到着した後、仕様、内容の確認をもって検査とする。

8 支払方法

業務完了後、一括払い。

9 情報セキュリティ関係

- (1) 受託者は、神栖市情報セキュリティポリシー等関係法令を遵守し業務を履行するとともに、業務上知り得た機密情報等を第三者に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、市より提供された情報の目的外利用を禁止することを遵守する。
- (3) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報の守秘義務を遵守する。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり再委託をする場合において、再委託事業者に対し、本業務におけるセキュリティ対策等の措置を同様に講じる義務を負うものとする。
- (5) 受託者は、本業務の業務終了後、市への成果物納品時に、本業務遂行上発生した情報資産等を速やかに市へ返還するとともに、受託者が所有する本業務に関する情報資産を適切に廃棄する。
- (6) 受託者は、本業務の遂行上、重大な事案が発生した時は、速やかに市に報告する緊急時報告の義務を負うものとする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、情報セキュリティポリシー等関係法令が遵守されなかった場合において、市に対する損害賠償の責務を負うものとする。
- (8) 受託者は、当業務委託契約を締結後に、下記の情報セキュリティ対策等について、市と協議の上、報告するものとする。
 - ① 当業務の統括責任者、情報発信関連業務の実施体制（作業責任者、作業員等、当業務の情報発信に係る方全員の体制を明記）、作業場所、作業員等への情報セキュリティに関する教育状況、情報発信関連業務の内容
 - ② 当業務にかかる情報発信関連業務における取扱い情報に関すること（アクセス可能な情報の範囲、情報の種類、アクセス方法など）

10 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては、市との協議を要するものとする。
- (3) 業務の履行にあたり、十分な業務実績及び知識を有する者を配置すること。
- (4) 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合、速やかに市が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。
- (5) 業務の主たる部分を再委託してはならない。ただし、他の企業等に当該業務の一部について再委託を実施する場合は、書面により市の承認を得ること。